

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を平成31年4月19日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員			
3	宮崎 知純	9	松浦 修	10	大森 薫之
5	山田 悟	11	山本 重憲		
1	都村 尚志	12	宮脇 久雄		
2	久保 保				
4	西島 好弘				
6	神餘 哲夫				
7	牛田 正夫				
8	森本 初美				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記

<議事日程>

議案第1号 農地法第5条許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による
農用地利用集積計画の決定について
報 告 使用貸借終了農地返還通知について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は2番の久保委員と、4番の西島委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号1 農地法第5条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請についてご説明致します。
お手元の議案書1ページ1をご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
場所については、北山の集会所と下櫛神社の間になります。譲渡人と譲受

人は親子関係にあります。譲受人の息子さんは、新規就農期間が5年、研修の農大を含めると7年これまで熱心に農業をされています。この度、家族が増えるということで家を親の隣に新築するものであります。

水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案1号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

山本委員 事務局から説明のあった通りで、譲渡人と譲受人は親子関係で、現在同居しております。譲受人は、現在27歳で新規就農ということで野菜を中心に農業をされています。現在1人お子様がいらっしゃいますが、お二人目が誕生するので手狭になるということで父親の横に新築することになりました。場所につきましては、下櫛神社の東側の山裾でございます。以前は、水田ということでございましたが、池の水を利用していたため、だいぶん前から家庭菜園という利用形態になっていました。水利などの調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号1 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第1号1 について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号1 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第1号2 農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請についてご説明致します。
お手元の議案書1ページ2をご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所については、琴平中学校の南側に宮脇書店があります。その西側になります。宮脇書店の駐車場は、東側と北側にありますが、区画線を広めにとり直すこと、またピーク時に駐車場所が不足ぎみであること等により職員用の駐車場を西側に新たに増設するものです。

水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案1号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

牛田委員 事務局から説明のあった通りで、場所については警察の前の宮脇書店の西側になります。譲渡人の山神さんはずいぶん高齢であり農業を継続するのは難しい状況でございました。この度、宮脇書店の駐車場の話がもち上がりまして、農地として利用するには形があまり良くないものですから話がまとまりました。水利関係につきましても、地元水利組合との調整が済んでいます。以上特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号2について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第1号2について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画総括表 整理番号1から9について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

番号7については、貸付人と借受人が逆になっており、その場にて訂正

をお願いした。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

平成31年4月26日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 使用貸借終了農地返還通知 整理番号1から2について、賃貸人、賃借人、申請地番、地目、面積、返還理由、終了年月日等 個々に読み上げて説明。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 次回は、5月20日（月）午前9時00分琴平町役場3階大会議室にてお願いいたします。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。